イ　小売業
ウ　輸出入業
(5) 水産物のマーケティング
ア　市場調査と商品開発
イ　水産物の販売促進
(6) 流通関係法規と知的財産
ア　主な流通関係法規
イ　知的財産
3　内容の取扱い
(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。
ア　産業現場の見学や調査，実験・実習などの体験的な学習活動を通して，水産流通の仕組みと役割について具体的に理解できるよう指導すること。
イ　〔指導項目〕の(5)については，安全指導や衛生指導の徹底を図るとともに，(6)と関連付け，法令遵守の重要性について理解できるよう指導すること。
(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
ア　〔指導項目〕の(2)については，各種水産物の特性を踏まえた流通経路や価格形成の仕組みを扱うこと。
イ　〔指導項目〕の(3)のウについては，基本的な物流情報システムを扱うこと。
ウ　〔指導項目〕の(4)については，各流通段階の役割と機能を扱うこと。ウについては，貿易実務の基礎的な内容を扱うこと。
エ　〔指導項目〕の(5)については，地域と連携した水産物のマーケティングを具体的に扱うこと。

第21　ダイビング
1　目　標
水産の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，ダイビングに必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) ダイビングについて体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
(2) ダイビングに関する課題を発見し，水産や海洋での諸活動を安全かつ適切に行う者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 水産や海洋におけるダイビングの活用を目指して自ら学び，水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
2　内　容
1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕
(1) ダイビングの概要
ア　ダイビングの歴史
イ　ダイバーの適性
ウ　ダイビングの種類
(2) ダイビングの環境
ア　圧力・温度
イ　浮力
ウ　気体の性質
エ　水中での視覚・聴覚
オ　海の流れ
カ　海洋生物
(3) ダイビングの生理
ア　ダイビングの人体に及ぼす影響
イ　ダイビングによる障害と対策
ウ　救急処置
(4) ダイビング機器
ア　スクーバ式
イ　ヘルメット式
ウ　全面マスク式
エ　その他の機器
(5) ダイビング技術
ア　送気法
イ　潜降法
ウ　浮上法
エ　水中調査及び水中作業
(6) ダイビング関係法規
ア　労働安全衛生法
イ　高気圧作業安全衛生規則
ウ　漁業に関する法令